

令和5年4月 19日

特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟
担当事務局 高杉陽子 殿

新潟県見附市今町3-1-5

トレイルランナーズ
松永 純明



回 答 書

貴法人の、令和5年3月22日付け申入書に対し、以下のとおり回答致します。

第1 はじめに

1 まず、回答に先立って、トレイルランニング大会についての実情について申し上げます。

トレイルランニング大会は、山や森林など自然の中で行うスポーツであり、地形や天候の変化、野生動物等による危険を伴うことから、適切にコースを設定し、コースの通行やコース上におけるエイドステーション等の設置のための許可や地権者の同意を取得し、関係自治体・地元住民との調整を行い、救護体制の確保し、駐車場、トイレなど必要なインフラを準備し、提供する飲料水や食料の補給を確保・運搬し、倒木撤去や草刈りなどのコース整備を行い、道迷いを防ぐために適切にマーキングを設置するなど、準備に多大な負担を要します。この点は、道路で行われるマラソン大会等とは全く負担が異なります。そして、仮に参加者が申込みをキャンセルしたとしても、そうした負担は減少するわけではなく、新たに参加者を補充することも困難であり、申込み後のキャンセルを認めないことは、トレイルランニング大会においては一般的です。

また、トレイルランニング大会の場合、自然をフィールドとするため、たとえば台風が接近したり、大雨によって土砂崩れ等の危険があるといった場合や感染症の拡大によって、参加者等の安全のため、直前になって大会を中止したり、コースを変更したり、短縮しなければならないことは少なからずあります。

この場合、大会主催者としては、大会開催に必要な準備はほぼ終えているため、大会を中止したとしても、大会開催に必要な経費は既に支出済みか、支出を免ることはできないことが一般的であり、参加者から受領した参加費が余るわけではありません。

そのため、トレイルランニング大会においては、大会を中止したとしても、あらかじめ返金をお約束することは困難であり、大会中止のタイミングやそのときの支出状況、今後の支出見込み等一切の事情を考慮して決定する必要があります。

また、大会主催者は、大会が安全に実施されるよう、安全確保には万全を尽くしま

ですが、それでも、自然をフィールドとする以上、山の中でのランナーの転倒や滑落、低体温症、道迷いなど、ランナー側の事情に起因する事故を完全にゼロにすることはできません。そのため、大会主催者は、ランナーに十分な経験と準備、健康状態への留意、大会が定めたルールの遵守など、自らの安全は自ら守ることの自覚を求める必要があり、逆にそうした自覚を求めることなく参加者を集める大会主催者は、大会の安全な実施に必要な措置をとっていないと言わざるを得ません。

そして、参加者は、自然の中で行われるこうしたトレイルランニング大会の特殊性を十分にご理解いただいた上で参加いただいております。

今般、貴法人からは、貴重なご意見をいただきましたが、トレイルランニング大会においては、道路で行われるマラソン大会等とは異なるこうした特殊事情があることをまずはご理解いただきたく存じます。

2 なお、今般の申入書によりますと、「本申入書以降の貴社のご回答の有無及び内容等の経緯については、消費者被害防止の観点から当団体ホームページその他の方法により公表させていただくことがあることを申し添えます」と記載しておられますが、当大会は、貴法人による一方的な公表については一切承諾するものではなく、当大会を特定する形での公表がなされた場合、その内容によっては名誉毀損あるいは信用毀損にあたるものとして対応させていただく場合がありますので、当大会の承諾なく当大会を特定する形での公表（匿名であっても内容から当大会であることを推知できる場合を含みます。）されることのなきようお願い致します。

第2 各申入事項に対する回答

1 申入事項1について

申込規約1の第1文は、参加者側の都合による種目変更・キャンセル・権利譲渡・名義変更を認めない旨の定めであり、トレイルランニング大会に限らず、マラソン大会等においても極めて一般的な定めであって何ら消費者契約法に反するものではありません。したがって、修正の必要はないものと考えられます。なお、当大会が特にキャンセルを認めた場合、後記のキャンセルポリシーに従って返金を認める想定をしておりましたが、今大会については既にキャンセルポリシーの適用期間を経過済みであり、この間、キャンセルの申し出があった例はありませんので、特段の注記は不要ないものと考えております。

申込規約1の第3文の「当社の責に帰さない事由によるエントリー料金等の払戻しは、一切認められません。」は、「当社の責に帰さない事由による参加料等の払戻しは、本規約に別段の定めがある場合を除き、認められません。」と改めます。大会が中止になった場合の返金に関しては、申込規約2の定めに従うことになるためです。

ご指摘の過剰入金、重複入金は、そもそも参加料の支払いにあたりませんので、申込規約1の文言にかかわらず、当然に払戻しの対象となります。

2 申入事項2について

申込規約2は、大会の規模縮小又は中止の場合の返金の有無・額・通知方法等に関する定めです。トレイルランニング大会においては、前述のとおり、大会の開催準備

において多額の経費の支出や債務の負担が発生します。したがって、大会が中止となつたとしても、これらの費用支出がなくなるわけではなく、参加料の返金を制限する条項には合理性が認められます。

また、本定めは、参加料の返金を一切否定するものではなく、返金の有無及び金額については、主催者の合理的判断に委ねる条項であり、合理性が認められ、無効となるものではありません。

3 申入事項3について

申入事項3の「傷病、事故、紛失等に対し、自己責任において」との文言は、主催者の責任を免責するものではなく、前述のとおり、一定の危険性を伴うトレイルランニング大会において、安全性の確保について参加者にも必要な自覚と準備を求めるものであり、消費者契約法に反するものではありません。

なお、同趣旨の条項は多くのトレイルランニング大会において見られるものです。

4 申入事項4について

申込規約5については、「私は、大会開催中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることに異議ありません。その方法、経過等について、主催者に故意又は重大過失がある場合を除き、主催者の責任を問いません。」と改めます。

5 申入事項5について

申込規約6の該当部分については、「大会開催中の事故・傷病への補償は、主催者に故意又は重大な過失がある場合を除き、大会側が加入した保険の範囲内であることを了承します。」と改めます。

6 申入事項6について

申込規約6の該当部分については、「私は、競技規則を確認し遵守することを約束します。主催者、関係自治体、自治会、施設設置者又は管理者に故意又は重大過失がある場合の除き、これらの者の責任を問いません。」と改めます。

なお、第三者に対する権利の放棄は、単独行為として、あるいは第三者のための契約として法的になしうるところであり、関係自治体等が契約当事者でないからといって、本規約に定めることができるものではありません。

7 申入事項7について

キャンセルポリシー該当部分については、「選手の不可抗力による事由でレースが中止された場合、またはイベントを別の方法で開催する必要がある場合（たとえば、1つ以上のレースをキャンセルする必要がある場合）、本規約に別段の定めがある場合を除き、参加費などの返還は行いません。」と改めます。

申込規約2が、大会中止時に参加費を返金する場合があることを想定しているため、「本規約に別段の定めがある場合を除き、」を追加しました。

なお、トレイルランニング大会において、参加費の返金を制限する条項を置くこと

に合理性が認められることについては、申入事項2に対する回答において述べたとおりです。

8 申入事項8について

大会直前であるスタート日の30日前には、前述したトレイルランニング大会の特殊事情から支出を伴う契約等を含む大会準備の大部分を終えているため、返金は困難であり、この時期における参加費の返金を制限する定めには合理性が認められます。

もっとも、実際には、中止判断の事由、中止判断のタイミング、その時点の状況によって一部返金が可能となる場合があり、この場合は、申込規約2の趣旨に従って、適切に対応致します。

9 申入事項9について

キャンセルポリシー該当部分は大会主催者がキャンセルを認める場合の返金に関する定めですが、実際にはキャンセルの申し出があった例はなく、既に対象期間も経過しておりますので、特段の措置は予定しておりません。

なお、規定の趣旨が不明確であることは否めないため、本定めについては、次回以降は何らかの修正措置を講じることを検討します。

10 申入事項10について

大会が中止された場合の参加者の解除権や参加費の返還請求権を特約によって排除することは、それ自体、民法上認められます。

そして、申入事項2に対する回答で述べたとおり、トレイルランニング大会においては、大会準備中に多くの費用支出が発生するところであり、事務手数料等を10,000円程度とすることには合理性が認められます。

参加費を現金で返金することとした場合、多大な事務と共に伴う手数料、送料等が発生し、結果として、参加者に対する返金額を減少させることとなります。

他方、参加者は、インターネットサイトから大会に参加を申し込みこととなっており、参加者のメールアドレスは全て主催者によって把握されており、オンラインギフト（Amazonギフト券）であれば手数料なしで返金することができます。

したがって、オンラインギフトによる返金には合理性が認められ、消費者契約法に反するものではありません。

11 申入事項11について

申入事項10において回答したとおりです。

以上